

平成**31**年度(2019年度)

豊中魅力アップ助成金 募集案内

こんなイベントや企画に助成します

○豊中の素材を活かしたアート・音楽・まちあるきなど、にぎわいや華やかさをもたらすイベントや企画

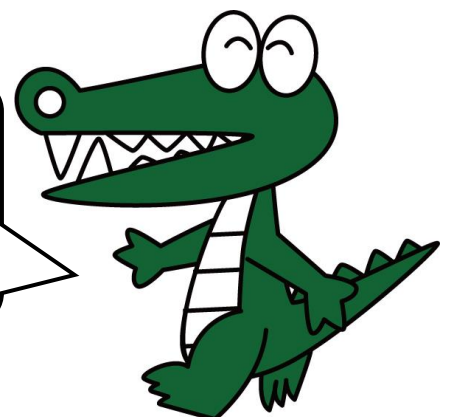
○参加者同士の出会いや交流が生まれ、今後の継続的な関係を築けるイベントや企画

(助成の流れ)

- ①募集説明会.....3/26 (火)
- ②申込み.....3/26 (火) ~4/17 (水)
- ③第一次審査(書類審査).....5月上旬(審査結果の通知)
- ④第二次審査(公開プレゼンテーション)・・・5/15 (水)
- ⑤交付・不交付の決定および通知.....6月上旬
- ⑥事業実施.....平成32年(2020年)3月末まで
- ⑦実績報告.....事業完了後30日以内※事業完了後、30日を経過する日が平成32年4/10(金)を超える場合は4/10まで
- ⑧助成金の確定および通知
- ⑨事業報告会.....平成32年2月ごろ

※年度表記について
今後、元号の変更が予定されていますが、この募集案内では「平成」での年度表記と西暦を併記して記載しています。

詳しくはこの募集案内を
チェック!
豊中をにぎやかにする、
楽しいイベントや企画を
待ってるよ!



■目的

まちのあちこちで、楽しいにぎやかなイベントの数多く出会えるまち。そこで多くの人たちと出会い、自分らしい暮らしを創造していく。これは、都市ブランドの向上をめざすにあたり、本市が最も大切にしている視点です。豊中魅力アップ助成金は、こうした豊中の魅力の創造、発信につながるイベント等の充実を通して、まちの活性化を促し、もって本市の都市ブランドの向上を図ることを目的とします。

■助成の要件

1. 助成対象団体

A. 一般団体

次の①～④を満たしていることが条件です。

- ①複数の者で構成される団体であること。
- ②行政が事務局に参加していない団体であること。
- ③「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に規定する処分を受けている団体でないこと。またはそれらの団体の構成員の統制下にある団体ではないこと。
- ④「豊中市出資法人等見直し指針」に規定する市の出資法人等ではないこと。

※団体の事務所を有する場所や活動場所は問いません。

※団体の法人格の有無は問いません。

B. 学生団体

上記Aに該当する団体であり、構成メンバーの半数以上が学生（学校教育法第一条に規定する大学に在籍する学生）で構成されている団体。

2. 助成対象事業

次の（１）～（１０）の条件をすべて満たしていることが必要です。

- （１）上記の助成目的を達成するために、地域資源を活用し、多くの出会いや交流を生み出すことにより、いっそうの豊中の魅力の創造・発信につながるイベント等であること。

<イベントの例>

- ①まちあるきなど、地域資源を活かしたツーリズムイベント
- ②まちの素材を活かし、まちなかで行うアートや音楽等のイベント
- ③食などを活かし、地域等に賑わいや華やかさをもたらすイベント
- ④上記①～③と関連して実施されるワークショップやシティプロモーション等

- （２）当該イベント等に要する経費のうち、助成対象経費（※3～4ページ参照）の合計額がおおむね100万円以上の額（B. 学生団体が行うイベント等は除く。）であり、かつ市内外から相当数の参加者が見込めるような規模のものであること。

- (3) 申込団体が本市内において自ら実施するイベント等であること。
- (4) 営利を目的としないイベント等であること。
- (5) 市の他の制度による助成を受けないイベント等であること。
- (6) 法令に適合するイベント等であること。
- (7) 平成31年度（2019年度）中に実施するイベント等であること。
- (8) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを目的とする行為をしないイベント等であること。
- (9) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的とする行為をしないイベント等であること。
- (10) 「公職選挙法」に規定する特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする行為をしないイベント等であること。

3. 助成金額等

A. 一般団体

助成金額	助成対象経費の1/2以内で、100万円を限度とする（千円未満切り捨て）
------	-------------------------------------

B. 学生団体

助成金額	助成対象経費の2/3以内で、30万円を限度とする（千円未満切り捨て）
------	------------------------------------

- (1) 予算総額はA. 一般団体、B. 学生団体を合わせて600万円です。
- (2) チケット代収入や広告料収入、寄付金などイベント実施に伴う収入は、助成金に優先して、助成対象経費の支払いにあてるものとします。このため、助成金額は、助成対象経費から、これらの収入を控除した額の範囲内となります。
- (3) 交付決定は、評価が上位のものから順に予算の範囲内で行いますので、交付決定額は内容を審査したうえ、交付申込額より減額することがあります。
- (4) 実際に交付される助成金額は、事業実施後の実績報告から算出し、交付決定額を上限として確定します。

4. 助成対象となる経費

イベント等の実施に直接必要となる以下の経費で、平成31年度中によるものに限りません。ただし、会場の予約に必要な前払の使用料など、市長が特に認めた費用についてはこの限りではありません。

経費区分（費目）	内 容
人 件 費	スタッフアルバイト料など、事業実施に直接必要な賃金
謝 礼 金	講師・専門的立場の方・出演者への謝礼など
旅 費 交 通 費	駐車場料金（コインパーキング等）、高速料金など
消 耗 品 費	事務用品、コピー代など
広 告 宣 伝 費	チラシ・ポスターなどのデザイン、印刷、ホームページのバナー広告など
支 払 手 数 料	クリーニング代、銀行への振込手数料など

通信運搬費	郵送料、切手代、携帯電話料金など
保険料	イベント等にかかる保険料
使用料及び賃借料	イベント会場の使用料、イベント等で使用する機器等のレンタル料など
委託料	警備や会場設営、ごみ処理を業務依頼する場合など
その他の経費	その他当該事業実施に直接必要な経費で市長が特に認めるもの

※ただし、次のような経費は対象外となります。

- (1) 事務所の管理費など団体運営のための経常経費及び役職員の給与など団体運営のための人件費。
- (2) 助成対象事業以外の事業等と共通する経費。
- (3) 販売を目的とする物品にかかる経費
- (4) 固定資産にかかる経費（レンタル等料金より高額なものや、団体に経常的に利用するもの）
- (5) 飲食費（打合せ・打ち上げ等に係る飲食費、スタッフのまかないなど）
- (6) 領収書等により団体の支払いが確認できないもの。
- (7) その他、社会通念上公費を支出することが適切でないと判断されるもの。

■申込み

6. 必要な書類等

◆申込みには、次の書類等の提出が必要です。

1	豊中魅力アップ助成金 交付申込書	様式第1号
2	豊中魅力アップ助成金 交付申込事業 計画書	様式第2号
3	豊中魅力アップ助成金 交付申込事業 予算書	様式第3号
4	構成団体一覧表（※複数の団体で申込む場合に限りです）	様式なし
5	事業実施場所の地図	
6	交付申込団体の役員名簿（役職名・名前・住所が分かるもの）	
7	交付申込団体の定款、会則その他これらに類するもの	

7. 受付期間と場所等

- (1) 受付期間は、平成31年（2019年）3月26日（火）～4月17日（水）です。
- (2) 申込みは、上記受付期間中の月曜日～金曜日の平日（8時45分～17時15分）に、豊中市 都市活力部 魅力創造課（豊中市役所第一庁舎5階）へ、必要な書類をご持参ください。PCで書類作成されている場合はそのデータを電子メールで提出をお願いします。
- (3) 申込書の書き方など、ご不明な点がございましたら魅力創造課にご相談ください。

8. その他

- (1) 申込みは、1団体につき、1事業に限ります。
- (2) 同一の事業についての助成は、3回を限度とします。

■審査

9. 審査

＜審査の流れ＞

①4月下旬 第一次審査（書類審査）

- ・申込書類をもとに審査を行い、郵送で結果を通知します。

②5月15日(水) 第二次審査（公開プレゼンテーション@岡町図書館3F集会室2）

- ・第一次審査を通過した申込団体による公開プレゼンテーションを行います。当該団体は必ずご出席ください。欠席の場合は、申込みがされなかったものとみなします。日時は決まり次第、個別に通知します。

※審査（第一次、第二次とも）は、豊中ブランド戦略審議会 豊中魅力アップ助成金審査部会が行います。

10. 審査基準等について

＜審査基準・解説＞

次の5項目（公益性、話題性、先駆性、関係性、発展性）について審査しますので、交付申込書等の記載については、各項目を盛り込んだ内容としてください。

項目	配点	内容
(1) 公益性	10	○事業の目的内容が本制度の趣旨や豊中ブランド戦略の方向性に沿ったものか（公益性）
(2) 話題性	30	○市内外（特に市外）に向けて、話題づくりになる要素があるか。（話題性） ○SNSやポスター・チラシ等を活用した情報発信を頻繁に行う予定があるか。（伝播性） ○多くの参加者、入場者、視聴者等が見込まれるものであるか。（集客性）
(3) 先駆性	20	○今までにない視点から地域資源等を活用、融合し、新たな魅力や価値を生み出すことにつながるものか。（独自性） ○企画内容や収益確保の手段など、今後のイベント等のモデルとなるようなものか。（先駆性）
(4) 関係性	20	○連続して開催することで、参加者同士の出会いや交流が生まれ、今後の継続的な関係を築ける要素があるか。（関係性・連続性） ○複数会場での開催や屋内外での同時開催など、空間的に広がりがあるものか。（広域性）
(5) 発展性	20	○事業継続に向けて、積極的な収益確保に取り組んでいるか。また、安全配慮等を含めて実施体制は整っているか。（実現可能性） ○今後、継続的に実施され、地域の魅力へと育っていく期待を感じさせるものか。（発展性）

■交付決定

11. 交付の決定と通知

- (1) 審査後、助成金の交付・不交付と、交付する場合は交付額を決定し、申込団体に文書で通知します。
- (2) 交付決定にあたり、条件をつける場合があります。

◆市からの通知文書

1	豊中魅力アップ助成金 交付決定通知書	様式第4号
2	豊中魅力アップ助成金 不交付決定通知書	様式第5号

申込みの取り下げ

交付決定通知書を受けた申込団体は、その内容（交付決定額や交付条件など）に不服があるときは、申込みを取り下げることができます。その場合は、通知を受けた日から30日以内に、書面により、市に申し出なければなりません。この期間を過ぎると、自主的な取り下げはできません。

■事業の実施

12. 事業の実施

- (1) 交付決定を受けた申込団体（以下「交付決定団体」という。）は、交付決定事業にかかわる収入・支出に関する帳簿や書類（領収書、レシート等）を必ず常備してください。紛失や宛て名がないなどの不備がある場合は、助成対象経費と認められないことがあります。
- (2) 市は、助成金が事業計画や交付の条件に従って使われるよう、交付決定団体に対して助言や点検（検査）をすることがあります。

13. 事業計画の変更

- (1) 交付決定後に、申込事業の計画や予算を変更する必要がある場合は、変更内容についてあらかじめ必ず市にご相談ください。
- (2) 市に相談後、変更の手続きをする場合は、必要書類をご提出ください。
- (3) 市は、計画等の変更について認めるかどうかを決定し、交付決定団体に文書で通知します。

◆事業計画等の変更に必要な書類

1	豊中魅力アップ助成金 交付決定事業（計画書／予算書）変更申込書	様式第10号
---	---------------------------------	--------

◆市からの通知文書

1	豊中魅力アップ助成金 交付決定事業変更通知書	様式第11号
---	------------------------	--------

■事業実施後

14. 事業の実績報告

- (1) 交付決定団体は、事業の完了後30日以内に、市に実績報告書等をご提出ください。ただし、

- 30日を経過する日が平成32年4月10日を超える場合は4月10日が提出期限となります。
- (2) 市は、実績報告書等に基づき、助成対象経費等について精査します。
- (3) 助成の金額を確定し、交付決定団体に文書で通知します。

◆実績報告に必要な書類

1	豊中魅力アップ助成金 実績報告書	様式第6号
2	豊中魅力アップ助成金 交付決定事業決算書	様式第7号
3	下記の添付資料①②の原本と写し（原本は、写しと照合後に返却） ① 出納簿（収入、支出を発生順に記載した帳簿） ② 領収書（レシート可）：交付決定団体が支払った金額、支払い年月日、支払い理由、領収者の名前・住所が記載され、領収者の押印があるもの ※出納簿と領収書は番号を付けて、対応するように作成してください。	様式なし

◆市からの通知文書

1	豊中魅力アップ助成金 交付額確定通知書	様式第8号
---	---------------------	-------

15. 助成金の交付請求

交付決定団体は、交付額の確定通知書を受けた後に、市に助成金の交付を請求します。（通知を受け取った日から2週間以内にご提出ください。）

◆請求に必要な書類

1	豊中魅力アップ助成金 交付請求書	様式第9号
---	------------------	-------

16. 事業報告会への出席

交付決定団体の代表者等は出席して実施の報告を行うとともに、本報告会参加者同士の交流会を行います。

17. 交付の取消し、助成金の返還

次の場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。

- (1) 助成金を当該助成対象事業以外の用途に使用したとき
- (2) 交付決定の内容、決定に付した条件等に違反したとき
- (3) 助成金の全部または一部を使用しなかったとき
- (4) 偽りその他不正な方法により助成金の交付を受けたとき



豊中魅力アップ
助成金サイトへ

豊中市 都市活力部 魅力創造課

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1 (豊中市役所第一庁舎 5階)

電話 06-6858-2863 / ファクス 06-6858-3864

電子メール toshikatsuryoku@city.toyonaka.osaka.jp

ホームページ <http://www.city.toyonaka.osaka.jp/miryoku/brand/miryoku-up.html>